

令和5年度（2023年度）第4回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和6年（2024年）2月9日（金）18時00分から19時40分
場所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール5H

【事務局】

ただいまから、令和5年度第4回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長の徳田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋よりご挨拶を申し上げます。

【石橋局長】

障がい者支援担当局長の石橋でございます。

委員の皆様方には、日頃から道の障がい福祉行政に御協力をいただいていることはもとより、これまで3回にわたる審議会でのご協議に加え、本日は御多忙のところ、第4回の審議会に御出席いただき心より厚く御礼を申し上げます。

まず、年始の発生から1ヶ月を過ぎましたが、能登半島の地震につきましては、依然として厳しい状況にあり、災害関連を含め、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた皆様に心からお見舞いを申し上げます。担当部局として、現地への職員の派遣やDPATの派遣調整などの支援に取り組んでおりますが、今後とも必要とされる支援に積極的に取り組んで参ります。

さて、本日の審議会でございますが、現行の計画の推進管理や第3回の審議会でお示した次期計画の「素案」について、昨年12月から本年1月までの約1ヶ月間にわたり、パブリックコメントを実施し、道民の皆様からいただいた、数多くの御意見を踏まえて作成いたしました次期計画の案につきまして、協議をさせていただきます。

また、前回の審議会で、「グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援における課題」について、様々な御意見をいただき、グループホームのみにとどまらない、広く地域における「障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応について」、今回、協議をさせていただきたいと考えております。いずれの協議事項につきましても、皆様からの忌憚のない御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、次期計画につきましては、本日の皆様の御協議によりまして、議事に報告の上、3月には成案とし、新年度からはこの計画を着実に推進するよう全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、藤原会長をはじめ、委員の皆様方には、今後とも変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、出席者名簿のほか、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、資料8、参考資料1～3となっています。配付漏れなどがありましたら、お知らせください。

続いて、本日の日程ですが、本審議会は20時00分を目途に終了とさせていただきたいと存じますので、御協力をお願いいたします。本日は、会場とオンラインを併用したハイブリッド方式にて開催いたします。オンラインにおいては、石山委員、大田委員、菅原委員、深瀬委員、山崎恵委員に御参加いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会ですが、委員15名のうち、2分の1以上の9名の御出席をいただき、北海道障がい者施策推進審議会条例第6条に規定する成立要件を満たし、審議会が成

御検討いただきありがとうございます。内容について、了解いたしました。ありがとうございます。

【山崎恵委員】

山崎です。よろしくお願ひいたします。

資料1 推進管理の33ページとなりますが、次期計画に向けての意見や方向性について、福祉関係専門職や保健・医療関係専門職の養成確保を図るための部分に、社会福祉士や介護福祉士等を養成している大学や専門学校等の学生さんにも周知して、この障がい福祉の分野に興味や関心を持ってもらえるようなことも含めてはどうかと思ひました。以上です。

【藤原会長】

はい、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

御意見ありがとうございます。学生に対して周知をして人材確保に関する御意見をいただきました。記載に関しては、検討して、改めて御報告させていただきたいと思ひます。

【山崎恵委員】

わかりました。ありがとうございます。

【藤原会長】

それでは、次の議題に入ります。1 協議事項(2) 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン(案)について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続いて、(2)「第1期北海道障がい福祉プラン」の案について、資料2～6を続けて説明して参ります。

まずはじめに資料2、「パブリックコメント等による意見取りまとめ結果の概要」についてですが、本計画の素案に係るパブリックコメントを、昨年12月5日から本年1月5日までの1ヶ月間実施し、道民の皆様から延べ100件のご意見をいただきました。

また、パブリックコメントは別に、こども基本法に基づき、子どもたちからの意見も募集したところ、小学生4人、中学生3人、高校生4人から回答が寄せられ、本計画の策定にあたり参考とさせていただいたところでもあります。

いただいた意見については、区分A「意見を受けて素案を修正したもの」は7件、区分B「素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」は23件、区分C「素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」は30件、区分D「素案に取り入れなかったもの」は9件、区分E「素案の内容についての質問等」は31件といった内訳件数になっています。

主な意見について一部御紹介しますが、素案を修正した区分Aでは、地域づくり委員会に関する記述で、21の障がい福祉圏域に設置しているような表現になっていたため、14振興局圏域に設置し地域の課題解決を目指していると修正。不服審査会の審査に関する記載場所が、大項目の「障がい者条例の施策の推進」の小項目「④理解の促進」であったが、「①権利擁護の推進」の項目の方が適切ではないかとの意見を踏まえてそのように修正。企業認証制度について、制度の普及・拡大を図ると記載していたが、正しくは制度の普及を行い、登録企業数を拡大すると言った記述の方が適切であることからそのように修正。

素案を修正していないものの、いただいた意見が素案の内容と同様又は今後の施策の参考とする区分B及び区分Cでは、障がいのある方の意思疎通支援や意思決定支援を重視する意見などが寄せられたところです。

続いて、資料3「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（素案）についての意見募集結果」について、100件の様々な御意見を頂戴したところですが、いただいた意見で多かったものは、14ページの番号47、世界自閉症啓発デーの「ライト・イット・アップブルー」や「セルフサイン首長リレー」への道の賛同を求めるものや、15ページの番号51、障がい福祉圏域に関する御質問や御意見が多くあったところです。

続いて、資料4「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」素案からの主な修正一覧についてですが、No.1、案の本文では6ページ、「計画の位置づけ」の項目について、SDGsを所管する総合政策部計画推進課の取扱いに基づき、SDGsに関する記述をより丁寧に記載するための修正をしております。

No.2、案の本文では13ページ「障がいのある人の現状」の項目について、パブリックコメント41のとおり、難病の対象となる疾病数の見直しがあったことから、その修正を行ったものであります。

No.3、案の本文では24ページ「計画推進の基本方針」の項目について、資料2で既に説明しておりますが、パブリックコメント50のとおり地域づくり委員会の設置は14振興局の圏域に設置と、修正しているところです。

No.4、案の本文では28ページ大項目「計画推進のための具体的な取組」の中の「1権利擁護の推進」の項目に、こちらも資料2で既に説明しておりますが、パブリックコメント43のとおり、不服審査会に関する記述について、記載箇所の修正を行っています。

No.5、案の本文では34ページ、「3就労支援施策の充実・強化」の項目に、こちらも資料2で説明しており、企業認証制度に関し、制度の普及・拡大を図ると記述していたところ、制度の普及と登録企業数の拡大を図りますに修正しています。

No.6、案の本文では36ページ「3就労支援施策の充実・強化」の項目について、就労選択支援や就労アセスメントに関し、4月からの報酬改定に向けた国の制度概要に併せて修正を行っています。

No.7、案の本文では46ページ、「4相談支援体制・地域移行支援の充実」の項目について、すべての施設入所者への意向確認や意向確認のための担当者を選任するといった地域移行を推進するための取組に関し、こちらも報酬改定に向けた国の取組の方向性に合わせて修正を行っています。

No.8と9は、重複記載であるため削除。最後のNo.10、案の本文では61ページ、「7多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」の項目について、パブリックコメント87のとおり、北海道の施設に関する記述であることから、研修などの実施に努めますではなく、研修等を実施しますに修正しています。

資料5、6については、資料4の修正を踏まえたプランの案の概要及びプランの案全文となっています。以上で資料2～6の説明を終了します。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から資料の説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。

【櫻田委員】

櫻田でございます。資料6の61ページ、先ほど山崎委員から人材確保についてお話があったことに少し重なるかもしれませんが、この推進施策の内容を拝見しますと、例えばポツの二つ目のところです。

修学資金の貸付けや、福祉人材センターや福祉人材バンクを通じた人材確保に努めますという文言があるのですが、この修学資金の貸付けを行いますに対して、例えば周知はどこにするのか、どこにどのように発信するとより効果が高まるかという辺りが、文言としてであると非常に良いかなと思っております。

実際に提示する際にも、PR活動が必要になると思っておりまして、先ほどの養成校等に対して、この福祉事業が、どのような学び甲斐があるとか、特徴があるとか、というようなPR活動が若い高校生や中学生等、若い世代にPRすることも非常に重要ではないかと。その上でこのような修学資金の貸付けがあるので心配は無用というように、この業界に興味を持っていただくような流れが出来ると良いと思ったところが1点ございます。

また、この人材確保がとても大切だと感じているので、少ししつこくなってしまうかもしれませんが、他産業との賃金格差の話が出ているところだと思っておりますが、処遇改善についても、昨今の報酬改定案の中でも、実際に整理されているところかと思っておりますが、この処遇改善についても、事業所によっては、非常に使いやすいと思っている事業所と、少し扱いづらいと思っている事業所があるのが実際じゃないかなと思っています。

色々な事業所に対して、その処遇改善の処遇改善率が設置されているところではありますが、基本的に事業や施設側からすると、出来るだけ自分たちの持ち出しが少ない方がありがたい、職員に配分したいと思っている中で、市町村の処遇改善の配分についてももう少し柔軟な働きかけを国に働きかける等、非常に大切なところかなと思っています。

現場の福祉に携わる職員に手厚く処遇改善が十分に行き渡るように、出来ればその持ち出しを気にせずに配分できるような仕組みがもう少しちゃんとあると、非常にありがたいかなと思っています。

さらに他産業との差が縮まって、この業界に興味や関心を抱いていただいて、人材が増えてくれることを願っていると、その辺りを加えていただけると非常にもう少し人材確保に関して良いのではないかと意見させていただきました。

【事務局】

ありがとうございます。

櫻田委員のお話を聞きまして、この60ページの情報発信やPR、やはり高等学校よりも若い世代に、福祉の重要性や必要性をPRしていく活動が必要だと思われましたので、記載を検討させていただきたいと思っております。

それから処遇改善の話がございました。今週、国から次期報酬改定案が示されまして、それを基に都道府県も考えていくと思っておりますが、特徴として加算がないと上がらないというのは語弊があるかもしれませんが、分かり易いように皆さんが取れるように、今の情報ではわかりづらくて、多岐にわたり、何段にも立て付けがされたりしていますので、施設やサービス事業所の方がわかりやすくできるように国にも働きかけて、整理して、皆さんにわかやすくお伝えしていきたいと思っております。こちらに関しても記載を検討いたします。ありがとうございました。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。大田委員お願いします。

【大田委員】

はい、大田です。資料の量が多くて全てを見ているわけではありませんが、先ほどの資料4にもありましたが、修正前の努めますというところを実施しますに修正した部分ですね、私が仕事柄お会いすることが多いのは、発達障がいのお子さん達と、仕事を将来したいという成人の方々なんですけれども、もうちょっとで上手く学校生活を送れるとか、あるいは仕事に就けないというような意見が多くあり、施策についても何々を努めますというところを実施しますに変わってくると、その辺りも少し変わってくるのかなという気がしております。以上です。

【藤原会長】

ありがとうございます。はい、山崎委員お願いします。

【山崎恵委員】

はい。山崎です。そうですね。今、大田委員がおっしゃっていたように、何々に努めますだと確かに努力目標みたいな感じがしてしまうので、何々を実施しますとか何々を推進しますのような言い切り型だと、やらねばならないという印象を持てるので、表現としてはその方が良いかなと思っています。

あと、パブリックコメント等でお寄せいただいた意見や質問について、今後の施策を進めるにあたり、どのように道民にフィードバックできるかが今後課せられている部分だと

思いますので、特に意見を寄せていただいた道民の方々に、ちゃんとやっってるねというような評価をいただけるような取組をしていかなければならないと思います。以上です。

【事務局】

御意見ありがとうございます。我々が計画を策定する時によく言われるのですが、策定するのが目標ではなく、お話しいただいたとおり道民へのフィードバックや推進管理を皆様にお伝えして、実際に進めていくことが計画だと思っておりますので、わかりやすい発信に心掛けていきたいと考えております。

【藤原会長】

はい。ありがとうございます。深瀬委員はいかがでしょうか。

【深瀬委員】

深瀬です。昨今の能登半島地震の報道を見て、福祉避難所のことをお聞きしますが、現地では福祉避難所が足りないと思いました。北海道も備えるために福祉避難所の備蓄をもっと用意した方が良くと思います。

また、老人も福祉避難所の対象となっていると思いました。障がいのある人用の福祉避難所を一つくらいは作った方が良くと思いました。例えば自分のように電源が必要な人がいて、発電機が必要となるため、発電機を福祉避難所に備えて欲しいし、携帯医療の備蓄も必要だと思いますので検討をお願いします。

【藤原会長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。まさに年始に発生しました能登半島地震、そして北海道においても胆振東部地震がございました。確かに災害時に障がいのある人が利用できる福祉避難所が少ないと思いますので、こちらは確実に取り組んでいかなければいけないことだと考えております。

【菅原委員】

菅原です。資料6の就労支援施策の充実強化について、私は障がい者雇用枠でフルタイム勤務をしておりますが、障がいのある人が一般就労をしていく中で、やはり私も感じているのですが、障がいのある人と健常者が一つになって仕事をする時に、健常者の方から難しいことを言われると混乱してしまうこともあります。

また、今年4月から障がい者を雇用している企業側にも障がい者への合理的配慮が義務付けされるのですが、これは企業側が雇用する障がい者に対して、具体的には難しい漢字にルビを付けて説明するとか、視覚障がい者には手すりを付けるとか、身体障がい者に対しても同じような感じになると思いますが、今後も障がい者雇用が増えていくべきだと考えております。

【事務局】

ありがとうございます。合理的配慮に関して、本年4月から努力義務から義務化されるお話をいただきました。雇用者側である私どもの内部組織だと経済や労働を所管している部局と連携をして周知を図っていく必要があると考えています。

【藤原会長】

ありがとうございます。石山委員お願いします。

【石山委員】

私はパブリックコメントによって、計画素案を修正していただいて、それを実施に向けて進めていく方向性に対して、すごく敬意を表していて、行政の方の色々な努力や道民の意見を聞いて進める大変さもあると私は思っております。

【事務局】

今回のパブリックコメントにつきましては、100 件のたくさんの御意見をいただきまして、計画内容を修正させていただいたものや、中には御意見の他に御質問もありましたが、できる限り取り入れる形で進めさせていただいたところでございます。ありがとうございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。深瀬委員お願いします。

【深瀬委員】

就労をやめてしまった方、就労できなかった方への支援をして欲しいと感じました。

【事務局】

御意見ありがとうございます。就労を担当しております山下です。いただきました御意見、障がいのある方が就労継続支援等を辞めてしまわれたとお受けして回答させていただきます。今後、令和6年4月の報酬改定により、就労選択支援という制度が創設されます。こちらは就労系を利用する場合に、実際に障がいのある人の希望や状況、その人の適正等を事細かく確認をして、就労に繋げていくというこの新たに創設されるサービスを利用して手厚く対応されていくものと考えております。

【藤原会長】

よろしいでしょうか。

【深瀬委員】

わかりました。ありがとうございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。それでは、御意見が出尽くしたようですので、次の議題に入りたいと思います。

それでは、1 協議事項（3）障がいのある人の結婚・出産・子育てに係る支援について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

私からは、資料の7、資料の8、そしてそのあと添付の参考資料1～3に基づきまして、障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応について御説明させていただきます。

まず、前回11月の審議会において、グループホーム入居者の結婚・出産・子育て等に係る課題について議論いただきました。いただいた御意見が資料8に掲載しております。

その中でそもそも課題の設定に関する御意見としまして、「意思決定支援に限定した支援の議論を行うべきではない。」といった御意見や、「グループホームに限定した議論とすべきではない」、「グループホームに限らず、地域という視点で取り組むことが重要」などの御提案をいただいております。

こうした御意見も踏まえ、課題の設定について再度整理いたしまして、今回、グループホームなど障害福祉サービスにおいて意思決定支援を推進するということに加えまして、地域において障がいのある方の結婚・出産・子育てを支援する体制づくりについて検討することとしまして、本日の議題として設定させていただきました。委員の皆様には、今回事務局がお示しする対応の方向性を御確認いただき、今後の対応について御意見をいただくこととしておりまして、今後いただいた御意見をもとにして、対応策を取りまとめる予定でございます。

それでは早速資料7の(1)から御説明いたします。グループホームにおける意思決定支援の推進です。現状と課題ですが、前回の審議会でも御意見いただきましたように、知的障がいのある方は、結婚・出産・子育て等について、イメージすることが難しい場合が多

くあります。

そうした方が結婚・出産・子育て等をイメージした上で、自ら意思決定できるよう、支援者が経験や体験の機会を設けながら、例えば子育ての体験などがありますが、そういう機会を設けながら、適切に支援することが重要と考えております。もし仮に、本人を支援する障害福祉サービス事業所等により意思決定支援が適切に行われなければ、本人が心の中で、結婚・出産・子育ての希望があるにもかかわらず、一方的に無理と判断してしまうことや、若しくは、本人が子育てを希望しない時の選択肢が十分に示されない等、不適切な支援となる恐れがございます。

そのため、支援者には本人からイメージしやすいよう、様々な選択肢を示しながら、本人への意思決定支援を丁寧に行うことが求められております。

前回の審議会でも御意見をいただいたように、そうした支援には相当のスキルが求められ、支援する側のスキルアップが大切となります。

次に対応の方向性でございます。こうした課題がありますことから、まずは事業所において、意思決定支援が適切に行われるということが重要でありまして、前回の審議会でも「国の意思決定支援ガイドラインに基づくことが必要ではないか」との御意見をいただいております。

ここで、国の意思決定支援ガイドラインにつきまして、参考資料1に概要を掲載しております。横の表になりますが、意思決定支援ガイドラインについては、国が平成29年3月に出している通知でございます。意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点をまとめたものであり、障がいのある方の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的としております。

意思決定支援の流れとしまして、下にフロー図が付いてありますが、サービスの選択や、居住の場の選択など、意思決定支援が必要な画面におきまして、本人が自己決定できるよう、その次の矢印の下にあります。意思決定支援の会議の開催。これは本人や家族、関係者などが参加する会議でございます。ここで情報交換を行ったり、その次の意思決定支援の結果を反映した個別支援計画の作成を行ったりするという流れがございます。こうした意思決定支援ガイドラインが極めて重要ではないかという御意見をいただいております。

資料の7に戻りますが、対応の方向性のところですが、道では既に今年度、障害福祉サービス事業所への指導を通じて、このガイドラインを改めて周知はしておりますが、さらに、本人や家族、意思決定支援責任者、関係者等による意思決定支援会議の開催。そして、意思決定の結果を反映した個別支援計画の作成等が適正に行われますよう、実地指導等において点検することとしてはどうかと考えております。

さらに、結婚・出産・子育て等における意思決定支援の好事例を収集し、障害福祉サービス事業所に情報提供していくことや、管理者やサービス管理責任者等、事業所職員が意思決定支援のスキルを修得できるよう、研修の充実を図ることとしたいと考えております。

続きまして、(2)障がいのある方の結婚・出産・子育てを支える体制づくりを御説明いたします。現状と課題ですが、障がいのある方が結婚・出産・子育てを希望する場合に、通常、民間アパートや御自宅等の居宅に住み、地域において自立した生活を送ることが想定されております。

前回の審議会でも、グループホームの入居者の結婚・出産は、グループホームの中ではありえないといった御意見や、グループホームの枠の中だけで対処するのは難しい問題があるとの御意見もありました。本人が子育てを希望する場合であって、知的障がいがあるなどの理由により、自ら子育てを行うことが困難な時は、市町村や相談支援事業者、居宅介護事業者等、地域の様々な関係機関が連携して子育てを支えることが記載されております。

前回の審議会でも、地域にいる子育て支援の専門家や様々な地域の要素を活用するなど、地域という視点で考えるのが良いのではないかと御意見をいただいております。

次のページとなりますが、このような現状がありますが、地域によっては、ベビーシッターなど子育てを支援する資源がそもそも少なく、また障がいのある方の居宅を訪問して、本人を支援する居宅介護事業所というサービスがありますが、そういった事業所が少ないこと。

また、前回の審議会でも御意見をいただきましたが、居宅介護事業所があっても、その多くは、沐浴や授乳、通年の送迎、連絡援助等の育児支援には対応していないということが指摘されております。

少し後ろの資料となりますが、参考資料3として、令和3年度の国の事務連絡を付けております。障害者総合支援法の居宅介護、家事援助の業務に含まれる育児支援の取り扱いについてというものであります。

元々、居宅介護というものは、障がいのある方の御本人を支援する障害福祉サービスでありまして、事務連絡にあるように、居宅で子育てをしている障がいのある方が、障がいがあることによって、家事や子どもの付き添いが困難な場合であったり、子供が一人では対応できず他の家族による支援も受けられない場合等には、居宅介護の対象として、こういった育児支援を行うことが認められているという事務連絡でございます。

この事務連絡につきましては、前回の審議会の中でも御意見をいただいております、まずグループホームで意思決定支援が浸透しない背景にも、こういったサービスがなかなか使いづらいのではないかと。選択肢が無いということが課題ではないかという御意見をいただいております。

また、少し元に戻って、資料7の2ページですが、こうした状況ではございますが、地域によっては知的障がいのある方が、子育て支援機関の支援を受けながら、実際に子育てを行っている事例もあると伺っております、こうした事例の中には、市町村が、養護対策地域協議会という協議会を持ってありますが、このような会を活用して、子育ての担当部署のほか、地域でも子育てを支援している関係機関等と連携して、障がいのある方の子育ての支援策を協議している例もあります。

こうしたことから、次の対応の方向性についてですが、まずは、障がいのある方の子育てを支える地域資源として、育児支援に対応している居宅介護事業所がどの程度あるのかということや、どのような内容の支援をしているかについて、把握する必要があると考えております。

その上で、育児支援に対応している居宅介護事業所が不足しているということであれば、不足している資源が解消されますよう報酬上のインセンティブを設けるとか、前回の審議会でも御意見をいただいたように、障害福祉サービスある以上、一人当たり利用回数の支給量の上限があるということですが、限られた時間しか使えないということが課題でありますから、支給量の限度を緩和することなどについても国に要望することしたいと考えております。

また、地域での子育て支援を進めるために、障がいのある方の子育てを地域ぐるみで支えている事例を通じ、利用可能な様々なサービスを把握し、住み慣れた地域で子育てを行える地域支援体制づくりを具体的に検討してはどうかと考えております。

なお、こうした地域における子育ての検討を行うにあたっては、その基礎となる子ども施策の一環として検討することとして、加えまして、障害福祉サービスを取り入れ、個々のニーズに沿った支援の組み合わせができるよう、多方面の関係機関と連携することを目指す必要があると考えております。

このように障がいのある方の結婚・子育てについては、地域で支えるということが原則としつつも、次の(3)についてですが、一方で障がいのある方が、グループホームの中で支援を受けながら、結婚・出産・子育てを希望するという場合も考えられます。

グループホームは共同生活の場であり、他の入居者への影響や、居室面積など、構造上の課題があるなど、制度上、住居内で子育てを行うことが想定されておられません。

前回の審議会でも、子育てに対応した新たなサービスを作るか、グループホームに加算

を付けて誘導していくことが必要等の御意見をいただいております。

しかし、道内の現状を見たところ、グループホームによっては他の入居者と接する機会が少ない構造を有するサテライト型住居等もありまして、住居内で子育てを行うことが出来る可能性もあるということが示唆されております。

こちらが参考資料2になります。サテライト型がどのようなものかを整理された資料となります。サテライト型住居は、グループホームの形態の一つでございまして、共同生活よりも、単身で生活したい方のニーズに応えた一人暮らしに近い形態の住居であり、グループホームを運営する事業者が本体住居等から離れた場所に住居を設け、食事や余暇活動の際には、本体住居等の設備を利用したり、支援を行ったりしながら、地域生活への移行に向けて支援していくものでございます。

このサテライト型住居は、一人暮らしに近い形態ですので、他の入居者への影響は最小限であり、カップル等の二人暮らしや場合によっては子育てを出来る環境なのではないかという御意見をいただいております。ですが制度上ではこの右側の表に記載されておりますとおり、国の基準の解釈通知におきまして、住居も定員が一人とされております。

それから、原則として3年以内に一般住宅へ移行することを目標としてくださいという国の通知があります。ですので、なかなか現行の基準では、サテライト型住居で夫婦や子どもが長い間暮らすということは想定されておられません。

そこで、資料7に戻りますが、対応の方向性としまして、障がいのある方が、グループホーム内での子育てを希望する場合であって、他の入居者への影響等の課題が生じないのであれば、特例的に住居内で子育てを行うことを認め、居室定員の基準や利用年数を勘案することについて、国に要望することとしてはどうかと考えております。

ここまでが事務局としての対応の方向性についてでございます。

皆様には御議論いただき、今後、対応策を取りまとめていく際の御意見としていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から資料の説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。

【山崎恵委員】

何点か意見があるのですが、1点目、資料7の(1)、対応の方向性ですが、意思決定支援を反映した個別支援計画が適切に行われているか実地指導等において、点検してはどうかという部分について、確かにこれは必要性はあると思っておりますが、場合によっては福祉サービス事業への、厳しくなるというか、実地指導を何とか対応できれば良いという方向性になってしまうのではないかなと懸念を持ちました。

というのは、そもそも何故意思決定支援が必要なのかという、そもそも論というかですね、障害者権利条約とか日本国憲法にある基本的人権があって、誰とどこでどのように生活をするのか、そして後半にもある、子どもを持つのか持たないのかという基本的なことがまず、その大前提があるということを事業所がそれを踏まえてのサービス提供を行っているかどうかというところが、そこがあったうえで意思決定支援をしているのかというところが、必要になると思うので、ただ一概に意思決定支援を個別支援計画に盛り込んでますよだけでは駄目なのかなと思うのが1点。

それと2点目ですね、(2)の障がいのある方の結婚・出産・子育て支援の体制づくりの部分で、確かに国の方針で子育て支援ですとか、授乳等を、国の通知で居宅介護等でサービス提供できるよというふうな事務連絡は出ていますが、北海道内は広いので、居宅介護及び重度訪問介護を地域間格差によって十分提供されていないという地域もある中で、先程の意思決定支援にも関係しますが、地域で生活できるというそのもの自体が地域に根付いていない、ということがあることを考えると、事業所の報酬上のインセンティブを設けたり支給量の上限を緩和するだけでは不十分、そして地域で生活できる地域基盤、仕組みからの構造的なものというものも盛り込まないといけないのではないかと思います。

あと最後に、全体を通してなんですが、対応の方向性はわかったのですが、これを現実的にどう落とし込んでいくか、特に事業所に現実的に落とし込んでいくために、何か、作業部会、検討部会の様な、具現化できる様なものが必要なのではないかなと思いました。

【事務局】

御意見ありがとうございました。基本的人権や、道内は広いため事業所へ行き渡るのか、また、作業部会のお話もありましたが、私どもの方でいただいた御意見の中で方向性を取りまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【櫻田委員】

幾つか好事例の収集というようなことが書かれてあり、色々な障がいをお持ちの方、障がいの有無に関わらず、このような問題は色々なケースがあって然りかなと思っています。このようなケースであればこういうケースに準じた対応とイメージが付くのですが、全体像となると非常に多岐に渡るのではなかなか難しいなというのが正直なところです。ですが、実際に取り組みられていてうまくいってるケースがあり、そういったケースをたくさん集めていく、それをベースに考えていくというのが一つ方法としてあるのではないかと感じています。

好事例と同じようにできるかどうかは別の問題になってきますし、地域での色々なサービスの提供の量や、今通常であっても介護事業所が撤退していることや、やはり人材の問題が浮き彫りになっている状況がある中で、もちろんこのようなサービスがあればこういった支援が充分できるんだろうということは想像が付くにしても、現実の実効性があるかは別問題で、色々なことが出てくるのではないかと考えます。

まずは好事例をできるだけたくさん集めつつ、この北海道の地域の中にこういった形が一番しっくりくるのか、というあたりも検討しつつ、最終的にはお一人お一人の考え方、価値観、障がいを含めて、それぞれのケースに合わせた検討が求められてくるのではないかなと思いますので、そのようなところで、こういった仕組みが必要なのか、こういった仕組みがあればある程度支援として可能な体制が取れるのか、これも一つ一つ丁寧に検討していく必要があるのではないかと感じております。

【事務局】

はい、ありがとうございます。好事例の御意見がありました。広い北海道の中で介護がうまく行っている市町村もあるかと思っています。個人的には道職員として、何ヶ所か転勤して地域の話を知ると、それぞれの地域で保健師さんが色々な方法を考えて積極的に訪問している地域もありますので、その地域にあった支援が、委員もおっしゃいましたように同じケースはないかと思っていますので、その地域の資源を活かしていければ良いかと思っています。ありがとうございます。

【菅原委員】

私は現在未婚でございます。結婚に縁があるのかないのかわかりませんが、私も結婚は出来たら本当はしたいです。障がい者同士で結婚したとしても夫婦で地域生活をするに当たってもやはり生活支援、お互いに生活するにも経済面の負担になったりした場合は、生活支援給付等があれば、結婚しても生活は何とかできるような感じはするのですが、各市町村で障がい者夫婦の世帯への生活支援給付というのはあるのでしょうか。

【事務局】

市町村毎で実施しているケースもあるかと思っています。先ほどの櫻田委員の御意見もありましたが、お二人で暮らす際に、それぞれの地域で色々な特色があるサービスが提供されているかと思っていますので、そのような情報も皆さんにお伝えして、どの地域にどのような制度があるということを周知しなければいけないかと思っていますし、ただ単に障害福祉サービスだけに限らず、市町村が独自に実施している制度も多くあるかと思っていますので、そういった情報を広く周知していく必要があるかと思っています。

【藤原会長】

いかがでしょうか。

【菅原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【藤原会長】

他にはいかがでしょうか。深瀬委員お願いします。

【深瀬委員】

地域格差が深刻だと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。まさに地域間のサービス、これから人口が減少していく中でいかにサービスを提供していかなければならないかと感じています。こちらも人材確保の観点からも考えていかなければいけないと考えているところでございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。石山委員お願いします。

【石山委員】

精神障がい者の場合は、日常的に向精神薬というものを服薬していますので、妊娠した場合に地域の医療、医師の指示のもとに薬の調整もしないとならないのと、結婚・妊娠・出産というのは一大イベントだと思いますので、メンタル面のフォローが地域で出来るのかとか、そういった課題もあるのかなと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。精神障がいに限らずメンタル面のフォローは必要であると考えており、お話のとおりそれぞれの地域においても実施していかなければならないと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございます。太田委員お願いします。

【太田委員】

対応の方向性としてはこの案にある様な形にならざるを得ないのかなと思っています。さきほどからも出ていますが、人的資源をどうするのか、そこは具体的に進める時には大きな問題になるんじゃないかと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございます。高橋委員お願いします。

【高橋委員】

前回の会議の中で色々出された意見、現状とか課題の中でこの様に対応に向けての方針・考え方をまとめられたのかなと思いますが、皆さんもおっしゃるように障がいの状況は個々に違いますし、それぞれによって課題も違いますし、その方の置かれている、家族とか、どこに住んでいるとか、ということも含めて、色々課題も多いのかなと感じています。

大きな町でサービスの事業所がいっぱいあるから良いのか、逆に小さな自治体で、地域の繋がりが非常に強いところであれば、もしかすると工夫しながら支援ができたりするのかなと思ったりもするので、本当に北海道は広いので、様々な事例などを積み上げながら

みんなで理解して検討していくのが必要だと思いました。色々な形態がでたときに、精神障がいをお持ちの方の妊娠・出産には訪問看護ステーションで結構精神疾患に特化したところも多く出てきて、実際にそのような方が病院と訪問看護ステーションで協力しながら育児支援を行っていることもあります。

グループホーム等で実際に密に関わっている職員の方が多く対応することは少ない、まだそんなに無いと思うのですが、そうなったときに、非常に悩んだりすることが多いのかなと思うので、そのような方のフォロー、研修という言い方が適切かどうかわからないですけど、そのようなことがこれから必要になってくると思いました。

【事務局】

ありがとうございます。北海道は広域であり課題もそれぞれの地域により異なる御意見をいただきましたが、例えば私の出身の田舎の話ですが、近所の母親が入院したのでその子どもを預かるというような話は今は聞かないなと思ひまして、確かに様々な地域で田舎の良いことや都会の良いこともあります、やはりそれぞれの地域にあったサービスを、インフォーマルサービスも含めて提供出来れば良いと感じました。

【橋本委員】

方向性の確認というところでは私は非常に幅が広くいい方向性だと受け止めています。ただこれを、どう展開していくかというところについては少し意識していかなければならない事があるかと思ひます。

障がい状況が極めて多岐に渡るので、ケースバイケースというのが大前提ですけれども、どんな必要性が出てくるのかというところをもう少し詰めて検討していく必要があるんじゃないのかなと思ひました。それを考えないと利用可能なサービスというものが浮かび上がってきませんし、何よりもそういう必要性について、それに応えてくださるサービス提供事業者に対する啓発だとか協力体制に手を挙げていただくところに繋いでいく必要があるのだらうと思ひます。

それから抽象的な発言にはなるのですが、結局、難しさを持たれている方が、色んな選択肢がある、家族を持つ、家庭を持つ、子育てをしていくところについての意識に対してどう情報提供していくか、教育という言い方をすれば良いのか、生涯学習、「ライフ・ロング・ラーニング」みたいな形での提起をしていくべきなのか、そういったことも併せて考えて、発信していかないとならないのかなと思ひました。

【事務局】

ありがとうございます。本日は事務局から現状と課題、対応の方向性を示させていただきました。これを今後どのようにやっていくかということが非常に重要でありますので、まず出来るものからという形になるかと思ひますが、制度として国に要望していかなければならないことは要望するというように、その方向性を今年度中に決めたいと考えております。

【山崎恵委員】

皆さんの意見を伺って何点か思いついたところですけど、この問題は江差町のあすなる福祉会の件から派生して、特に知的障がいを持っている方の結婚・出産・子育ての部分だと思ひのですが、知的障がいをお持ちの方の対応策だけではなくて、身体障がいでも身体介護が必要な方が妊娠・出産・子育てを希望した場合に、参考資料でもありました沐浴とか授乳とかの国の通知だけでなく、妊娠中から身体介護をする現場のヘルパーさんに対する心理面的なリスク、負担度合いとか、実際ケースが出てきたらどうするのか、今後事例が挙がってくると、その都度毎に「はい、この障がいの事例が挙がってきたから検討しないといけない」、この都度毎でなくて、今回せつかく検討するという方向性になったので、障がいの種別や程度が多岐に渡るので難しいとは思ひますが、この際というか、いっそのことあらゆる障がいを想定した中で検討した方が、より実際にそうなった場合の対応策が図られると思ひるので、あらゆる障がい種別を想定した中で検討した方が良いのではと思ひ

ました。

【事務局】

ありがとうございます。障がいは多岐に渡りますが、知的障がいに限ったものとしては考えてございませんでしたが、今御意見をいただいて、やはり身体障がいの方、精神障がいの方、難病の方も含めて、色々な障がいをお持ちの方がいらっしゃいますので、それぞれの対応方法を出来る限り出来る形で方向性を考えていきたいと思いました。ありがとうございました。

【藤原会長】

はい、色々とお意見いただきありがとうございました。障がいのある方の地域での子育て支援対策の検討にあたりましては、前回の第3回審議会における御意見、あるいは今回の御意見を踏まえますと、多くの問題があることがわかりました。

新たに具体的な支援対策を検討する必要があると、継続して検討する必要があると思えますので、今後また検討していきたいと思いますが、その様な方向でよろしいでしょうか。

【特に異義なし】

それでは今回の協議事項の（3）障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応についての議題は終了します。

それでは、その他について、事務局からお願いします。

【事務局】

本日の審議会が今年度最後の開催となりますが、今年度は計画の策定年であり、4回の審議会の中で様々な御意見をいただき、御協力ありがとうございました。御審議いただいた内容に関しましては、計画策定をはじめ、障がいのある方の結婚等の対応につきましても取組を進めて参りたいと考えております。

なお、次回審議会につきましては、次年度に改めてお知らせいたします。引き続きご協力の程よろしくをお願いします。

【藤原会長】

本日予定しておりました全ての議事は終了いたしました。本日は、ありがとうございました。それでは、以降、事務局に進行をお願いします。

【事務局】

藤原会長、御出席の委員の皆様、オンラインにより御出席の委員の皆様、本日はありがとうございました。

いただいた御意見につきまして、藤原会長からもありましたが、事務局において持ち帰り内容を検討させていただいて、より良い方向性を示していきたいと考えております。

以上で、令和5年度第4回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。